

高齢者が地域で安心して生活できる各種福祉サービスをご利用ください※申請は窓口でいつでも行えます

高齢者福祉サービス

☎長寿介護課 (☎983-2609)

高齢者のために

年齢の記載がない場合、高齢者とは65歳以上の人を対象とします

サービス名	対象者	内容	利用者負担
はり灸マッサージ治療費の助成	①70歳以上の人 ②要介護3以上または重度障がい者の同居介護者	申請することにより1回につき1,000円の割引が受けられる治療費助成券を年間6枚配布します。	割引後の治療費
寝具類クリーニング費用助成	所得税非課税世帯で、75歳以上の一人暮らしの人、75歳以上の高齢者のみの世帯または要介護3以上の人	1回の申請につき、5,000円を上限に、クリーニング費用の9割を助成します。申請は年度内2回までです。	費用の1割負担 ただし、5,000円を超える場合は、1割負担分の500円と5,000円を超えた金額
高齢者バスなど利用助成	年度内(平成28年3月31日まで)に70歳以上になる高齢者	申請することにより、年間で100円分のバスなど助成券30枚を配布します。	1乗車100円を超える場合は、超えた金額

一人暮らしや援助が必要な人のために

サービス名	対象者	内容	利用者負担
短期生活援助	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯およびこれらに準ずる世帯(介護保険認定者を除く)の人	急な傷病により家事や身の回りの片づけの援助が必要な人に一時的にヘルパーを派遣します。 1回1時間、3カ月以内12回まで。	1回257円
緊急通報システム	所得税非課税世帯で、一人暮らしの高齢者や一方が寝たきりの高齢者世帯の人	緊急時に、電話やペンダントのボタンを押すと、消防署に通報が入ります。	電話料金
理美容サービス	寝たきりなどで理美容院に行くことが困難な高齢者	市と契約した理美容院が、自宅まで出張します。年間4回。	理美容代金
住宅用火災警報器設置	所得税非課税世帯で、一人暮らしの高齢者や一方が寝たきりの高齢者世帯の人	寝室など条例に定められた個所に煙感知器を設置します。	無料
自立者ショートステイ	家族が不在になる時に援助を必要とする高齢者(介護保険認定者を除く)	一時的に、特別養護老人ホームでお世話をします。6カ月の間で7日以内。	1日460円 食費・雑費自己負担。 送迎代(片道)1,840円
給食サービス	安否確認が必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯およびこれらに準ずる世帯の人	安否確認を行いながら、昼食を自宅まで届けます。(年末年始を除く)	1食360円
ふれあいさわやか回収	要介護、要支援認定を受けた一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の人	家庭ごみを戸別回収し、希望者には安否確認を行います。	無料

高齢者を介護している人のために

高齢者を介護している家族の負担軽減と、要介護高齢者の在宅生活の継続を図るサービス

サービス名	対象者	内容	利用者負担
寝たきり老人などの介護者手当	在宅の要介護3以上の高齢者を、6カ月以上継続して介護している同居の介護者	7月1日および1月1日を基準日として、その前6カ月以上の在宅介護者に対し5万円を支給します。	※ただし、この期間中1カ月に11日以上以上の入院、入所(ショートステイ含む)をした場合は該当しません。
紙おむつの給付	所得税非課税世帯で、要介護1以上の在宅高齢者の同居介護者	9種類から1つ選択したものを、月1回業者が届けます。	1カ月500円以内
徘徊高齢者検索サービス	徘徊性のある在宅の高齢者およびその介護者	通信ネットワークを利用した徘徊検索装置により、位置情報を家族に提供します。	利用開始時経費の1割程度、そのほか実費

特定高齢者向けサービス

※要介護認定をお持ちの人は利用できません

サービス名	対象者	内容	利用者負担
特定高齢者 通所型介護予防事業	基本チェックリストにより、 特定高齢者と判断された人 (基本チェックリストを希望する 人は、以下の地域包括支援セン ターまでお問い合わせください。)	デイサービス施設などへの通所により、運動 器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上な どの指導を週1回行います。	1日460円 食費・雑費自己 負担
特定高齢者 訪問型介護予防事業		保健師などが訪問し、閉じこもり、認知症、 うつなどの予防に向けた相談・指導を行いま す。	無料

高齢者に関するご相談

お住まいの地区の「地域包括支援センター」にご相談ください

センター名	電話番号	住所	担当地区
地域包括支援センター三島	983-2689	北田町4-47 市役所内	旧市内
中郷地区地域包括支援センター	984-3777	梅名578 介護老人保健施設梅名の里内	中郷地区
北上地区地域包括支援センター	989-6500	佐野1205-3 介護老人保健施設ラ・サンテふよう内	北上地区
錦田地区地域包括支援センター	975-2424	谷田字藤久保2276 三島総合病院付属介護老人保健施設内	錦田地区

確定申告に必要な書類の配布・発行

確定申告に次の証明が必要な場合はご相談ください

☎長寿介護課 (☎983-2608)

介護が必要な高齢者の障がい者控除の認定書	障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護1～5の認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。
おむつ代の医療費控除のための「おむつ使用証明書」用紙の配布、および「おむつ使用の確認書」の発行	確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるために必要となる、「医師によるおむつ使用証明書」の用紙を配布しています。なお、要介護認定を受けている人が、2年目以降のおむつ代の医療費控除を受ける時、一定の条件を満たしていれば「おむつ使用証明書」の代わりとして使える「おむつ使用の確認書」を長寿介護課で発行できる場合がありますのでご相談ください。

※いずれも無料。発行には数日かかります。

年金の支払いが困難なときは

国民年金の免除制度をご利用ください

失業や、所得が少ないなど国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額、または一部免除（一部納付）となる制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金が受けられない、障がいや死亡といった場合に障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられないことがあります。平成26年度に全額免除または納付猶予が承認され、継続申請を希望した人は、日本年金機構の審査終了後、結果が郵送されますので市役所で申請をする必要はありません。

免除申請受付期間 7月1日から※免除は申請月からさかのぼって2年1カ月前まで対象となります。

免除対象期間 平成27年7月分～平成28年6月分

手続き場所 保険年金課

手続きに必要なもの

- ①認印（本人以外の、家族が代理で申請する場合）
- ②雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し（失業による申請の場合）

免除の対象所得 免除制度には、全額免除、一部免除（4分の3、半額、4分の1）および納付猶予（20代の人のみ）の5種類があります。申請免除は前年の所得に応じて、一定の基準額が設けられています。

▶本人および配偶者、世帯主の所得がすべて基準額を下回ることが必要です。ただし、基準額を超えていても、災害、失業などで保険料が免除される場合があります。

▶納付猶予の所得の基準額は全額免除と同じですが、本人および配偶者の所得を審査します。

▶免除された保険料は、10年以内であれば後から納めることができますが、2年を過ぎると加算額がつきます。

※一部納付の承認を受け、2年以内に一部保険料を納付しない場合は未納扱いとなりますのでご注意ください。

問合せ 保険年金課 (☎983-2606)、三島年金事務所 (☎973-1444)